

産地生産基盤パワーアップ事業のうち
国産シェア拡大（園芸作物課）のうち
新素材活用生産資材の導入 Q&A
【令和5年1月18日時点】

目次

< 1. 事業内容 >

- 問1-1 本事業の趣旨や事業の流れいかな。
- 問1-2 収益性向上対策のように産地パワーアップ計画を作成する必要があるのか。
- 問1-3 PR版では、加工業務用等野菜となっているが、加工業務用以外の生鮮野菜は対象となるのか。
- 問1-4 いも類は対象になるのか。
- 問1-5 本事業の対象となる資材は、生分解性マルチのみか。紙マルチは補助対象とされないのか。
- 問1-6 生分解性マルチの導入支援や情報発信の取組の補助率は、定額となっているが、上限が設定されているのか。
- 問1-7 受益農業従事者による生分解性マルチの購入に上限や下限があるのか。
- 問1-8 生分解性マルチの導入支援に係る補助金の算定はどのように行えばいいのか。

< 2. 補助要件 >

- 問2-1 補助要件で同一ほ場で2回以上作付けを行う場合は、1回分のみ補助対象とすることになっているが、その理由は何か。例えば、2回以上作付けする場合に1回目分ではなく2回目分を申請することはできるか。
- 問2-2 前作以前で利用している場合でも前作で利用していなければ補助対象となるのか。
- 問2-3 例えば、産地全体の半分以上の農業従事者が生分解性マルチを前作で利用している場合であっても前作で利用していない農業従事者は申請することができるのか。
- 問2-4 2回以上作付けする場合の1回分のみの利用であることや、前作で利用していないことについて、どのように確認すればいいのか。

< 3. 事業実施 >

- 問3-1 生分解性マルチの発注や購入はどの時点で行えばいいのか。
- 問3-2 生分解性マルチの導入支援について、実施完了（事業終期）はどの時点になるのか。
- 問3-3 購入した生分解性マルチをほ場に設置した結果として、余りが生じた場合に余った生分解性マルチは補助対象外となるのか。また、当該受益農業従事者に係る全ての生分解性マルチが補助対象外となるのか。
- 問3-4 販売事業者の割引等により、見積もりよりも安価で購入した場合も補助対象として認められるのか。
- 問3-5 生分解性マルチの購入は、複数の受益農業従事者が一括して購入してもいいか。その場合は入札や3社以上の見積もりを取る必要があるのか。
- 問3-6 生分解性マルチは各社から販売されているが、どれを選択してもいいか。

＜４．事業実施の確認＞

- 問４－１ 生分解性マルチの導入支援について、事業実施状況報告を行う際に受益農業従事者による購入やほ場への設置の確認をどのように行うのか。
- 問４－２ 領収書等の証拠書類については、販売事業者が作成した領収一覧でも証拠書類として認められるのか。
- 問４－３ 確認の結果、購入した生分解性マルチを対象品目以外の品目で使用したり、他の農業者に転売するなど、適切な使用が行われていない場合は、どのような扱いとなるか。

< 1. 事業内容 >

問 1-1 本事業の趣旨や事業の流れいかに。

(答)

本事業は、野菜等の生産において必要不可欠なマルチについて、回収作業や処分が不要な生分解性マルチへの転換により、省力化・低コスト化を推進するため、生分解性マルチの購入費の一部を支援するとともに、同資材の普及・定着に向けた取組を支援するものです。

事業の流れとしては、都道府県や市町村を通じて事業実施主体に補助金を交付することとしています。

問 1-2 収益性向上対策のように産地パワーアップ計画を作成する必要があるのか。

(答)

本事業については、事業実施主体が作成する事業実施計画以外に産地パワーアップ計画やそれに代わる計画の作成は必要ありません。

問 1-3 PR 版では加工・業務用等野菜となっているが、加工・業務用以外の野菜は対象となるのか。

(答)

加工・業務用野菜以外の野菜も対象となります。

問 1-4 いも類は対象になるのか。

(答)

いも類も対象となります。

ただし、かんしょについては、本事業の他にでん粉原料用を対象とした生分解性マルチの導入に対する支援事業があることから、でん粉原料用については対象外としています。

問 1-5 本事業の補助対象となる資材は、生分解性マルチのみか。紙マルチは補助対象とならないのか。

(答)

本事業については、生分解性マルチを補助対象としており、紙マルチは対象としていません。

新素材を活用したマルチの普及・定着を図る上で、環境適合性等を考慮することが重要であることから、生分解性や環境適合性についての認証制度に認証されている生分解性マルチを補助対象としたところです。

問 1-6 生分解性マルチの導入支援や情報発信の取組の補助率は定額となっているが、上限が設定されているのか。

(答)

1 事業計画当たり補助限度額は、生分解性マルチの導入支援と情報発信の両方に取り組む場合は 2,500 万円（ただし、情報発信の取組は 50 万円を上限）、情報発信のみに取り組む場合は 50 万円となっています。

問 1-7 受益農業従事者による生分解性マルチの購入に上限や下限があるのか。

(答)

受益農業従事者による生分解性マルチの購入に上限や下限は設定していませんが、受益

農業従事者の栽培規模（ほ場面積）に応じた適切な量や導入効果を十分に発揮できる量を購入して下さい。また、1事業計画当たりの補助限度額があることに留意願います。

問1－8 生分解性マルチの導入支援に係る補助金の算定はどのように行えばいいのか。

（答）

生分解性マルチの導入に係る補助金の算定については、下表に定める規格（幅）別の単価に受益農業従事者が購入する生分解性マルチの長さ（1本当たりの長さ×本数）を乗じて算定します。

（例）幅 120 cmの場合

補助金額 = 15 円/m × 生分解性マルチの長さ（1本当たりの長さ×本数）

なお、下表の規格に該当しない場合は、購入予定の生分解性マルチの規格（幅）より小さく、かつ最も近い規格（幅）の単価により算定します。また、幅 95cm 未満のものは補助対象外です。

（例）幅 100 cmの場合は、95 cmの単価を使用

補助金額 = 11 円/m × 生分解性マルチの長さ（1本当たりの長さ×本数）

○ 生分解性マルチの規格（幅）別の補助金単価表

生分解性マルチの規格(幅)	生分解性マルチ 1 m 当たりの補助金単価
95cm	11.0 円
120cm	15.0 円
135cm	15.7 円
150cm	18.7 円
180cm	17.2 円

< 2. 補助要件 >

問2－1 補助要件では同一ほ場で2回以上作付けを行う場合は、1回分のみ補助対象とすることになっているが、その理由は何か。例えば、2回以上作付けする場合に1回目分ではなく2回目分を申請することはできるか。

（答）

生分解性マルチは、一般的なポリマルチに比べ価格が高いこと等から普及が進んでいないところです。一方、ポリマルチでは収穫後に行わなければならない回収・処理が、生分解性マルチでは不要となることから、農作業の省力化や軽労化による規模拡大、処理コストが不要等のメリットのほか、環境面でプラスチックの排出抑制に貢献することもあり、一度利用した生産者の多くが継続して利用している状況にあります。こうしたことを踏まえ1回分のみ補助対象としています。

なお、複数回作付けする場合は、そのうち1回分を申請することが可能です。

問2－2 前作以前に利用している場合でも前作で利用していなければ補助対象となるのか。

（答）

前作以前に利用している農業従事者で前作に利用していない場合は、高価格等の理由で継続的な利用を断念したと推測されることや、ポリマルチ価格が上昇している状況にある

ことも踏まえ、再度利用することでそのメリットを実感していただき、生分解性マルチへの転換を促す観点から補助対象としています。

問２－３ 例えば、産地全体の半分以上の農業従事者が生分解性マルチを前作で利用している場合であっても、前作で利用していない農業従事者は申請することができるのか。

（答）

産地である程度普及している場合であっても、前作で利用していない農業従事者が申請することはできます。

問２－４ ２回以上作付けする場合の１回分のみの利用であることや、前作で利用していないことについて、どのように確認し申請を行えばいいのか。

（答）

補助要件である２回以上作付けする場合の１回分のみの利用であることや、前作で利用していないことの確認については、農業従事者から誓約等を提出していただき、内容を確認の上、事業実施計画書にその写しを添付の上、申請をお願いします。

< ３．事業実施 >

問３－１ 生分解性マルチの発注や購入はどの時点で行えばいいのか。

（答）

生分解性マルチの発注や購入は、補助金の交付決定日以降か、都道府県に対して交付決定前着手届を提出した日以降に行ってください。

なお、交付決定前着手届については、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、事業実施主体の責めに帰すること等をご了知願います。都道府県知事は、事業実施主体から交付決定前着工届の提出を受けた場合、地方農政局等に写しを報告願います。

問３－２ 生分解性マルチの導入支援について、実施完了（事業終期）はどの時点になるのか。

（答）

生分解性マルチの導入支援の実施完了（事業終期）については、生分解性マルチがほ場に設置され、事業実施主体が要綱別紙４の第６の３の（２）の現地確認を終了した時点になります。

問３－３ 購入した生分解性マルチをほ場に設置した結果として余りが生じた場合、余った生分解性マルチは補助対象外となるのか。また、当該受益農業従事者に係る全ての生分解性マルチが補助対象外となるのか。

（答）

災害等の不測の事態により設置できなかったなどの受益農業従事者の責によらない事由以外（例えば、必要量を適切に確認しないで申請した等）で余った生分解性マルチについては、補助対象外となります。それ以外のほ場に設置したものは補助対象となります。その様な事態が生じたい場合は、都道府県等にご相談ください。

また、本事業の申請に当たっては、前作で導入したポリマルチの設置量などを確認の上、設置するほ場面積に適した量を申請するようにお願いします。

なお、例えば、ほ場設置完了後に １ 本分のうち数メートル程度余った場合は補助対象となります。

問３－４ 販売事業者の割引等により、見積もりよりも安価で購入した場合も補助対象として認められるのか。

（答）

生分解性マルチの導入支援については、規格別に定めた補助金単価により事業量を算出することとしており、購入単価等に基づき算出する仕組みとはなっていないため、販売事業者の割引等により見積もりよりも安価で購入した場合でも補助対象となります。

問３－５ 生分解性マルチの購入は、複数の受益農業従事者が一括して購入してもいいか。その場合は入札や３社以上の見積もりを取る必要があるのか。

（答）

生分解性マルチの購入については、複数の受益農業従事者が一括して購入しても構いません。また、入札等は必要ありません。

問３－６ 生分解性マルチは各社から販売されているが、どれを選択してもいいか。

（答）

導入する生分解性マルチについては、指定はありませんが、生分解性と環境適合性の基準を満たした製品にシンボルマークの使用を認める制度の許可を受けている製品を導入することが望ましいと考えます。

< ４．事業実施の確認 >

問４－１ 生分解性マルチの導入支援について、補助金実績報告を行う際に受益農業従事者による購入やほ場への設置の確認をどのように行うのか。

（答）

補助金の実績報告を行うに当たって、事業が適切に実施されているか確認するため、事業実施計画に基づき生分解性マルチが購入されていることや、ほ場に設置されていることが確認できる領収書、納品書等の購入伝票（生分解性マルチの幅、長さ、購入本数、金額、日付等が記載されているもの）、作業日誌、写真等の書類のほか、補助要件を確認する書類（誓約書等）を受益農業従事者から提出していただき、内容の確認を行ってください。

また、書類による確認に加え、受益農業従事者の中から対象者を無作為に抽出し、現地確認を行い、生分解性マルチの購入や設置が適切に行われ、その内容が正しく報告されているか確認を行ってください。なお、現地確認の対象者数は、受益農業従事者数を平方根により算出した数値の少数点第１位を切り上げて算定してください。受益農業従事者数がそれほど多くない場合は、全ての受益農業従事者を対象としてもかまいません。

（例） 受益農業従事者数が 245 人の場合は、 $\sqrt{245}=15.652\cdots$

現地確認の対象者は 16 名

※ エクセルや電卓の機能で簡単に算出できます。

なお、書類や現地における確認を円滑、かつ、適正に行うため、事業実施主体は受益農業従事者に対し、生分解性マルチの導入の取組に関する書類等を保存するよう、指導するようお願いします。

問４－２ 領収書等の証拠書類については、販売事業者が作成した領収の一覧でも証拠書類として認められるのか。

（答）

領収書等の証拠書類は、受益農業従事者が事業実施計画に基づき生分解性マルチを購入

したことが確認できるものである必要があります。販売事業者が作成した領収の一覧が、生分解性マルチの幅、長さ、購入本数、金額、日付等を確認できる記載内容であり、販売事業者の住所、代表者等の役職、氏名、押印等の記載があれば証拠書類として認められます。

問４－３ 確認の結果、購入した生分解性マルチを対象品目以外の品目で使用することや他の農業者に転売するなど、適切な使用が行われていない場合は、どのような扱いとなるか。
--

（答）

購入した生分解性マルチについて、事業対象品目以外への使用や、転売などの不適切利用が確認された場合は、当該使用に係る受益農業従事者が購入した全ての生分解性マルチは補助対象外とします。

また、こうした事態が多数見受けられる場合は、事業実施主体としての事業の執行管理や受益農業従事者への指導が不適切であると判断される可能性があるため、直ちに地方農政局等にご相談をお願いします。